

第2次十和田市空家等対策計画【概要】

※朱書きが第1次計画からの変更点

1. 背景・目的

人口減少や高齢化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化などを背景に、空家等が年々増加しており、適切な管理が行われないまま放置されている状態の空家等が地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり、早急な対応の実施が求められている。
 今後、空家等の増加が見込まれる中、空家等対策を体系的にまとめ、効率的、効果的な対策による空家等の適正管理及び利活用の促進を図ることを目的に「第2次十和田市空家等対策計画」を策定する。

3. 計画の対象区域と期間

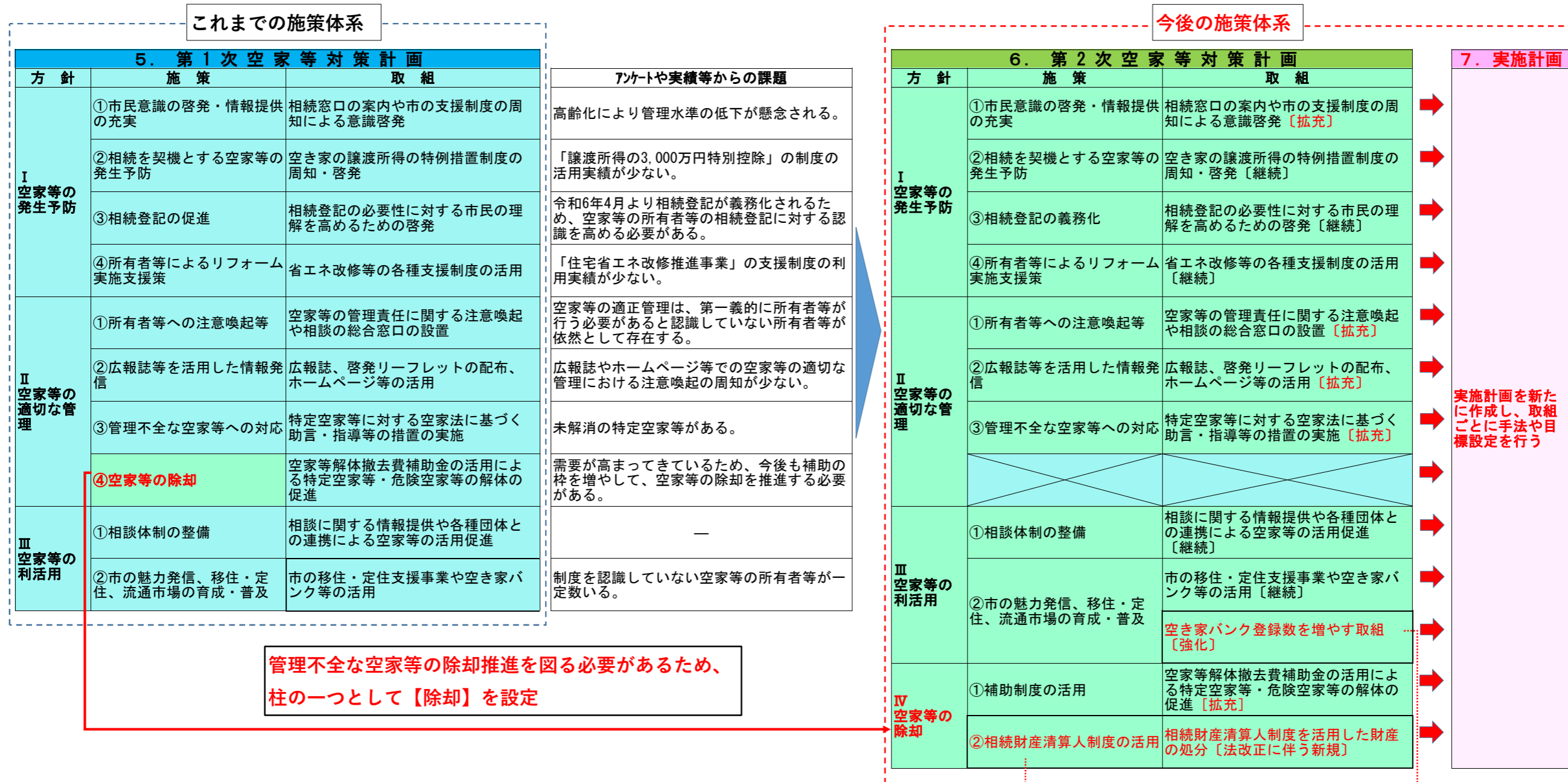
市内全域として、計画期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

2. 計画の位置づけ

本計画は、空家法に規定する空家等対策計画として、「第2次十和田市総合計画」との整合を図り、推進する。
 庁内関係部署のみではなく、不動産・建築・法務などの関係機関、団体など、住まい・まちづくりを担う各主体が連携して取り組むべき総合的な空家等対策の方針を示す。

4. 基本方針

管理不全な空家等の除却推進を図る必要があるため、前回の3つの基本方針「空家等の発生予防」「空家等の適切な管理」「空家等の利活用」に加え、これまで取り組んできた「空家等の除却」を一つの柱として拡充し、4つの基本方針により空き家対策に取り組む。
 取組ごとの手法や目標設定については、実施計画を新たに作成し定める。



8. 第2次計画での強化及び新規取組内容

<h3 style="text-align: center; color: red;">相続財産清算人制度の活用【法改正に伴う新規】</h3> <p>○背景 空家等の所有者等が亡くなり、相続人の存在・不存在が明らかでない場合、空家等がそのまま放置されて、周囲へ悪影響を及ぼす危険な空家等になる可能性がある。</p> <p>○取組み 相続財産清算人制度を活用検討して、相続財産清算人の申し立てを行い、財産の処分・清算（家屋の除却及び土地の処分など）をして、空家等の解消を目指す。</p>	<h3 style="text-align: center; color: red;">空き家バンク登録数を増やす取組【強化】</h3> <p>○背景 空家等の中にも、建物の状態が良いにも関わらず、利活用されていない空家等が存在する。</p> <p>○取組み 空家等データベースに基づき、建物の状態が良い利活用可能な空家等所有者に手紙等で空き家バンクへの登録を勧めて、空き家バンクの登録数を増やす。</p>
--	---